空調機器稼働費助成のお知らせ

~住宅防音工事で設置したエアコン等の使用に伴う電気代の一部補助について~

助成对象世帯

厚木·浜松・静浜飛行場周辺で南関東防衛局の助成による住宅防音工事を実施した住宅に居住している方のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者、又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定により支援給付を受けている方は、住宅防音工事により増加した電気の基本料金及びエアコン等の使用により増加した電力量料金の一部の助成が受けられます。

※ 浜松及び静浜飛行場については、平成24年1月30日の区域見直し告示で、住宅防音工事の 助成対象区域が解除・縮小されました。

このため、解除される区域にお住まいの方は、平成25年7月31日分までは稼働費の補助対象となりますが、平成25年8月1日分以降は補助対象外となります。

※ <u>南関東防衛局から太陽光発電モニタリング事業の助成を受けた住宅に居住されて</u> いる方は本助成事業の対象になりません。

申し込み方法

助成を希望される方、助成の内容等について説明を受けたい方は、以下の相談窓口までお問い合わせください。

相談窓口となる国の機関

南関東防衛局 企画部 住宅防音第2課

恒 045-211-7113 恒 045-211-7139

所在地: 〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 (最寄駅:横浜高速鉄道みなとみらい線 馬車道駅 徒歩1分)